

チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約・施行規則

規 約	施 行 規 則
(目的) 第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第36条第1項の規定に基づき、チョコレート利用食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約において「チョコレート利用食品」とは、チョコレート類を利用したチョコレートスプレッド・A(チョコレートスプレッドA)、チョコレートスプレッド・B(チョコレートスプレッドB)、チョコレートシロップ、チョコレートフラワーペースト、チョコレートコーティング及びチョコレートドリンクであって、それぞれ次に掲げる基準に適合したものをいう。 2 この規約において「チョコレートスプレッド・A(チョコレートスプレッドA)」又は「チョコレートスプレッド・B(チョコレートスプレッドB)」とは、チョコレート類を原料とし、必要により糖類、食用油脂、乳製品、香料その他の可食物を加え混合溶解して製造したペースト状の食品であって、それぞれ次に掲げる基準に適合したものをいう。 (1) チョコレートスプレッド・A(チョコレートスプレッドA) カカオマスが全重量の7パーセント以上又はココアバターが全重量の4パーセント以上のもの。ただし、カカオマスを使用した	

規 約	施 行 規 則
ものであって、これに乳製品を加えたものにあつては、カカオマスが全重量の5パーセントを下らず、かつ、乳固形分との合計が7パーセントを下らない範囲内でカカオマスの代わりに乳製品を使用することができる。 (2) チョコレートスプレッド・B（チョコレートスプレッドB） カカオ分が3.5パーセント以上又はココアバターが2パーセント以上のもの。ただし、チョコレートスプレッド・A（チョコレートスプレッドA）に該当するものを除く。 3 この規約において「チョコレートシロップ」とは、チョコレート類及び糖類を原料とし、必要により乳製品、食用油脂、香料その他の可食物を加え、混合溶解して製造した流動性ある食品であつて、カカオ分が全重量の8パーセント以上のものをいう（チョコレートスプレッド・A（チョコレートスプレッドA）及びチョコレートスプレッド・B（チョコレートスプレッドB）に該当するものを除く。）。ただし、乳製品を加えたものにあつては、カカオ分が全重量の5パーセントを下らず、かつ、乳固形分との合計が8パーセントを下らない範囲内でカカオ分の代わりに乳製品を使用することができる。 4 この規約において「チョコレートフラワーペースト」とは、チョコレート類及び小麦粉、でん粉を原料とし、必要によりナッツ類又はその加工品、糖類、食用油脂、乳製品、香料その他の可食物を加え、混合、加熱糊化して製造し、パン又は菓子に充填又は塗布するペースト状の食品であつてカカオ分が全重量の3.5パーセント以上（業務用のもので、チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に掲げるものにあつては2.5パーセント以上）のものをいう。	

規 約	施 行 規 則
5 この規約において「チョコレートコーティング」とは、チョコレート類を原料とし、必要により糖類、食用油脂、乳製品、香料その他の可食物を加え精練、調温して製造し、カカオ分が全重量の8パーセント以上又はココアバターが全重量の2パーセント以上のものをいう（チョコレート生地及び準チョコレート生地に該当するものを除く。）。ただし、乳製品を加えたものにあつては、カカオ分が全重量の5パーセントを下らず、かつ、乳固形分との合計が8パーセントを下らない範囲内で、カカオ分の代わりに、乳製品を使用することができる。 6 この規約において「チョコレートドリンク」とは、チョコレート類を原料とし、必要により糖類、乳製品、食用油脂、香料その他の可食物を加え、混合、均質化して製造し、そのまま、又は希釈して飲用に供するものであつて、カカオ分が全重量の0.5パーセント以上のものをいう。ただし、飲用乳の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものを除く。 7 この規約において「チョコレート類」とは、チョコレート生地、準チョコレート生地、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ、ココアパウダー（ココア）及びカカオエキスパウダーをいう。 8 この規約において「チョコレート生地、準チョコレート生地、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ及びココアパウダー」とは、それぞれチョコレート類の表示に関する公正競争規約に規定するものをいうものとする。 9 この規約において、「カカオエキスパウダー」とは、カカオニブ、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ又はココアパウダーから抽出濃縮したカカオエキスを粉末状にしたものをいう。	

規 約	施 行 規 則
10 この規約において「糖類」とは、しょ糖（砂糖）、ぶどう糖、果糖、麦芽糖、転化糖、乳糖、液糖、水飴、糖蜜、果糖ぶどう糖液糖、コーンシロップ、その他これらに類するものをいう。 11 この規約において「乳製品」とは、クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、発酵乳、発酵乳パウダー、ミルククラム、ブロックミルク及び牛乳（ただし、成分を再構成したものを除く。以下この項において同じ。）をいう。ただし、発酵乳パウダー、ミルククラム、ブロックミルク及び牛乳を原材料として用いた場合、次条第1項第2号に規定する原材料名に「乳製品」と表示してはならない。また、牛乳を用いた場合は、次条第1項第2号に規定する原材料名には、牛乳と表示すること。 12 この規約において「カカオ分」とは、カカオニブ、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ、ココアパウダー（香料その他のものを含まないもの）及びカカオエキスパウダーの水分を除いた合計量をいう。 13 この規約において第2条第4項の「業務用」とは、製パン、製菓業者がパン又は菓子の原料として使用するものをいう。 14 この規約において「事業者」とは、チョコレート利用食品を製造し、加工し、若しくは輸入して販売する事業者又は販売をする事業者をいう。 15 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に規定するもので	（定義） 第1条 規約第2条第15項に規定する「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給するチョコレート利用食品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であ

規 約	施 行 規 則
あって、施行規則に定めるものをいう。 (必要な表示事項) 第3条 事業者は、チョコレート利用食品の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文をもって、当該チョコレート利用食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に表示しなければならない。 (1) 種類別名称	って、次に掲げるものをいう。 (1) 商品、容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） (必要な表示事項) 第2条 規約第3条第1項から第8項までの規定により表示すべき必要な表示事項については、次条から第29条までの規定に基づき、食品表示基準（以下「表示基準」という。）別記様式1から別記様式3までにより表示すること。ただし、表示基準別記様式1から別記様式3までによる表示と同等程度に分かりやすく一括して表示する場合は、この限りではない。 (種類別名称の表示) 第3条 種類別名称の表示は、「種類別名称」の文字の次に、次に掲げる分類に応じて表示すること。

規 約	施 行 規 則
(2) 原材料名	(1) チョコレートスプレッド・A（チョコレートスプレッドA） 「チョコレートスプレッド・A」又は「チョコレートスプレッドA」と表示すること。 (2) チョコレートスプレッド・B（チョコレートスプレッドB） 「チョコレートスプレッド・B」又は「チョコレートスプレッドB」と表示すること。 (3) チョコレートシロップ 「チョコレートシロップ」と表示すること。 (4) チョコレートフラワーペースト 「チョコレートフラワーペースト」と表示すること。 (5) チョコレートコーティング 「チョコレートコーティング」と表示すること。 (6) チョコレートドリンク 「チョコレートドリンク」、「ココア飲料」、「チョコレート飲料」又は「ココアドリンク」と表示すること。 （原材料名の表示） 第4条 原材料名の表示は、「原材料名」の文字の後に、使用した原材料を原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、次に定めるところにより表示すること。 (1) 食用油脂の名称については、植物性のものにあつては「植物油脂」、動物性のものにあつては「動物油脂」、植物性、動物性の油脂を混合して精製したものにあつては「食用精製加工油脂」、ショートニングにあつては「ショートニング」及びマーガリンにあつては「マーガリン」等の一般名称をもって表示す

規 約	施 行 規 則
	ることができる。 (2) 糖類のうち、「無水結晶ぶどう糖」、「含水結晶ぶどう糖」及び「全糖ぶどう糖」にあつては「ぶどう糖」と、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあつては「異性化液糖」と、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖混合高果糖液糖」にあつては「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 2 2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、当該複合原材料を次に定めるところにより表示すること。 (1) ビスケット、ウェハース、ヌガー、キャラメル等については、「ビスケット」、「ウェハース」、「ヌガー」、「キャラメル」等と複合原材料の一般名称を表示することができる。 (2) 前号に定めのない複合原材料については、複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であつて、かつ、当該割合が5パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。 (3) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。 3 前2項の規定にかかわらず、単に混合した

規 約	施 行 規 則
	けなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合については、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することができる。 (添加物の表示) 第5条 添加物の表示は、「添加物」の文字の次に、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、表示基準第3条第1項の規定に従い、表示すること。 (原料原産地名の表示) 第6条 原料原産地名の表示は、「原料原産地名」の文字の次に、表示基準第3条第2項の規定に従い表示すること。 (内容量の表示) 第7条 内容量の表示は、「内容量」の文字の次に、計量法（平成4年法律第51号）に基づき、内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量にあつては「グラム」若しくは「キログラム」又は「g」若しくは「kg」で、内容体積にあつては「ミリリットル」又は「リットル」若しくは「ml」又は「l」の単位で表示する。 (消費期限又は賞味期限の表示) 第8条 品質が急速に劣化しやすい製品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の製品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示すること。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠した
(3) 添加物	
(4) 原料原産地名	
(5) 内容量	
(6) 消費期限又は賞味期限	

規 約	施 行 規 則
(9) 事業者の氏名又は名称及び住所	(事業者の氏名又は名称及び住所の表示) 第11条 事業者の氏名又は名称及び住所の表示は、事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示すること。
(10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	(製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示) 第12条 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示は、次の各号に定めるところにより表示すること。 (1) 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。 (2) 前号の規定にかかわらず、前条の事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 (3) 第1号の規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の表示をもって製造所の所在地及び

規 約	施 行 規 則
	製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。 この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先 イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号 （一括表示事項の様式） 第13条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項の様式は次のとおりとする。 （削除） 別記様式 1 種類別名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 消費期限 保存方法 原産国名 製造者 （備考） 1 この様式中「種類別名称」とあるのは、これに代えて、「名称」、「品名」、「品目」又は「種類別」と表示することができる。 2 添加物については、事項欄を設けずに、原

規 約	施 行 規 則
	材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。 3 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。 4 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。 5 事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。 6 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。 7 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。 8 種類別名称を商品の主要面に表示した場合にあっては、この様式中、種類別名称の事項を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。 9 この様式は縦書きとすることができる。 10 この様式の枠を記載することが困難な場合は、枠を省略することができる。 11 規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

規 約	施 行 規 則
2 事業者は、チョコレート利用食品の容器包装に、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。次項第3号を除き、以下同じ。）の量（ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に2.54を乗じたものをいう。））及び熱量を施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。	12 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 13 表示に用いる文字は、日本産業規格 Z8305（1962）（以下「JISZ8305」という。）に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305 に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。 14 輸入品以外にあっては、原産国名の事項を、その他の事項で表示しない項目にあっては、その項目を省略する。 （栄養成分の量及び熱量の表示） 第14条 規約第3条第2項の規定により表示すべき栄養成分の量及び熱量の表示は、表示基準第3条第1項の表の「栄養成分の量及び熱量」に基づき表示する。 2 栄養成分の量及び熱量の表示は、次の場合には省略することができる。ただし、栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。）をしようとする場合、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。 （1）容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの。 （2）消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの（当分の間は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模事業者が販売するものも含む。）。 3 栄養成分の量及び熱量の表示の様式は、表示

規 約	施 行 規 則														
	基準別記様式 2 に基づく以下の様式により表示する。 別記様式 2 <table border="1" data-bbox="877 380 1364 739"> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th></tr> <tr> <td>熱量</td><td>kcal</td></tr> <tr> <td>たんぱく質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>脂質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>炭水化物</td><td>g</td></tr> <tr> <td>食塩相当量</td><td>g</td></tr> </table> (備考) - 食品単位は、100 g、100ml、1 食分、1 包装その他の 1 単位のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場合は、1 食分の量を併記して表示する。 - この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 - 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を 0 とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 - この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 - 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 - 表示に用いる文字は、JISZ8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさを統一のとれた文字とする。 ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305 に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。 (表示が困難な場合の取扱い) 第 15 条 規約第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g
栄養成分表示															
食品単位当たり															
熱量	kcal														
たんぱく質	g														
脂質	g														
炭水化物	g														
食塩相当量	g														

規 約	施 行 規 則
	次の各号に該当する場合に限り、その表示を省略することができる。 (1) 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 平方センチメートル以下のものにあつては、原材料名（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）、添加物（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）、内容量（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成 5 年政令第 249 号）第 5 条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称（事業者の氏名又は名称及び住所の表示は要しないとされているものを除く。）、原料原産地名及び原産国名の表示 (2) 常温で保存すること以外にその保存方法に関して留意すべき特段の事項がないものにあつては、保存方法の表示
3 次に掲げる事項の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 (1) アレルゲン	（アレルゲンの表示） 第16条 規約第3条第3項第1号に規定するアレルゲンの表示については、表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあつては、表示基準第3条第2項に定めるところにより表示すること。 （Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨の表示） 第17条 アスパルテームを含む食品にあつては、表示基準第3条第2項に定めるところにより、Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨を表示すること。
(2) Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨の表示	

(1) アレルゲン

(1) 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 平方センチメートル以下のものにあつては、原材料名（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）、添加物（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）、内容量（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成 5 年政令第 249 号）第 5 条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称（事業者の氏名又は名称及び住所の表示は要しないとされているものを除く。）、原料原産地名及び原産国名の表示

(アレルギーの表示)

(L-フェニルアラニン化合物を含む旨の表示)

第17条 アスパルテームを含む食品にあっては、
表示基準第3条第2項に定めるところにより、
L-フェニルアラニン化合物を含む旨を表示
すること。

規 約	施 行 規 則																														
(3) 栄養成分の表示（前項に基づく表示を除く。）	（栄養成分の表示（規約第3条第3項に基づく表示）） 第18条 規約第3条第3項第3号に規定する栄養成分表示について、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く栄養成分を表示する場合には、表示基準第7条の表の「栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）」に基づき表示すること。 2 栄養成分の量及び熱量の表示の様式は、表示基準別記様式3に基づく以下の様式により表示する。 別記様式3 <table border="1" data-bbox="877 887 1398 1845"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td><td>kcal</td></tr> <tr> <td>たんぱく質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>脂質</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一飽和脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一n－3系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一n－6系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td>コレステロール</td><td>mg</td></tr> <tr> <td>炭水化物</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一糖質</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一糖類</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一食物繊維</td><td>g</td></tr> <tr> <td>食塩相当量</td><td>g</td></tr> <tr> <td>たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、 n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、 コレステロール、炭水化物、 糖質、糖類、食物繊維及びナトリ ウム以外の栄養成分</td><td>mg</td></tr> </tbody> </table> （備考） 1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	一飽和脂肪酸	g	一n－3系脂肪酸	g	一n－6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	一糖質	g	一糖類	g	一食物繊維	g	食塩相当量	g	たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、 n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、 コレステロール、炭水化物、 糖質、糖類、食物繊維及びナトリ ウム以外の栄養成分	mg
栄養成分表示																															
食品単位当たり																															
熱量	kcal																														
たんぱく質	g																														
脂質	g																														
一飽和脂肪酸	g																														
一n－3系脂肪酸	g																														
一n－6系脂肪酸	g																														
コレステロール	mg																														
炭水化物	g																														
一糖質	g																														
一糖類	g																														
一食物繊維	g																														
食塩相当量	g																														
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、 n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、 コレステロール、炭水化物、 糖質、糖類、食物繊維及びナトリ ウム以外の栄養成分	mg																														

規 約	施 行 規 則
	装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 4 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。 5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。 6 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中の当該成分を省略する。 7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄によって表示する。 8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 9 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 10 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。

規 約	施 行 規 則
(4) ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合）の表示	（ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合）の表示） 第19条 規約第3条第3項第4号に規定するナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合）の表示をする場合には、表示基準第7条の表の「ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。）」に基づき表示すること。 2 ナトリウムの量の表示の様式は、前条第2項の表示基準別記様式3に基づく様式により表示する。
(5) 栄養成分の補給ができる旨の表示	（栄養成分の補給ができる旨の表示基準） 第20条 規約第3条第2項及び同条第3項第5号に規定する栄養成分の表示について、栄養成分の補給ができる旨を表示する場合には、表示基準第7条の表の「栄養成分の補給ができる旨」に基づき表示すること。
(6) 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示	（栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示基準） 第21条 規約第3条第2項及び同条第3項第6号に規定する栄養成分及び熱量の表示について、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示する場合には、表示基準第7条の表の「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」に基づき表示すること。
(7) 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を添加していない旨の表示	（糖類を添加していない旨の表示基準） 第22条 規約第3条第3項第7号に規定する糖類を添加していない旨を表示する場合には、表示基準第7条の表の「糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を

規 約	施 行 規 則
(8) ナトリウム塩を添加していない旨の表示 (9) 栄養機能食品である旨の表示 (10) 特定保健用食品である旨の表示 (11) 機能性表示食品である旨の表示 4 事業者は、「チョコレート利用食品」である旨を施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 ただし、「チョコレートドリンク」にあつては、「チョコレート利用食品」である旨の表示	添加していない旨」に基づき表示すること。 (ナトリウム塩を添加していない旨の表示) 第23条 規約第3条第3項第8号に規定するナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合には、表示基準第7条の表の「ナトリウム塩を添加していない旨」に基づき表示すること。 (栄養機能食品である旨の表示) 第24条 規約第3条第3項第9号に規定する栄養機能食品である旨を表示する場合には、表示基準第7条の表の「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」に基づき表示すること。 (特定保健用食品である旨の表示) 第25条 規約第3条第3項第10号に規定する特定保健用食品である旨を表示する場合には、表示基準第3条第2項の表の「特定保健用食品」及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第8条に基づき表示すること。 (機能性表示食品である旨の表示) 第26条 規約第3条第3項第11号に規定する機能性表示食品である旨を表示する場合には、表示基準第3条第2項の表の「機能性表示食品」に基づき表示すること。 (チョコレート利用食品である旨の表示) 第27条 規約第3条第4項の規定による表示すべき「チョコレート利用食品」である旨の表示は、チョコレート利用食品の文字を楕円形の枠で囲み、主たる商品名を表示した面に表示する。

規 約	施 行 規 則
を省略することができる。 5 事業者は、業務用のものにあつては、「業務用」である旨を施行規則に定めるところにより表示しなければならない。なお、業務用のものの必要な表示事項にあつては、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に準ずる。 6 事業者は、チョコレートドリンクについては、飲用上の注意及び希釈して飲用に供するものにあつては希釈倍数を施行規則に定めるところにより表示しなければならない。	2 前項に規定するチョコレート利用食品の文字にあつては、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 容器包装の表示可能面積が30平方センチメートルを超え、100平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上 (2) 容器包装の表示可能面積が100平方センチメートルを超え、200平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する9ポイントの活字以上 (3) 容器包装の表示可能面積が200平方センチメートルを超えるものにあつては、JISZ8305に規定する12ポイントの活字以上 3 商品名又はチョコレート利用食品の文字を表示する場合にあつては、「チョコレート」の文字は、それぞれの表示の他の文字の書体、色調、大きさ等と同様のものとする。 （業務用である旨の表示） 第 28 条 規約第3条第5項の規定により表示すべき「業務用」である旨の表示は、チョコレートフラワーペーストについて業務用に使用するものでカカオ分が3.5パーセント未満のものにあつては、「業務用」の文字をチョコレート利用食品の文字の表示に併記する。 2 前項に規定する業務用の文字にあつては、前条第2項各号に掲げる基準によるものとする。 （チョコレートドリンクの飲用上の注意表示等） 第 29 条 規約第3条第6項の規定により表示すべきチョコレートドリンクについての飲用上の注意及び希釈用のものの表示は、次に掲げる基準によるものとする。

規 約	施 行 規 則
7 商品の大きさ、形状その他の理由により、前項の表示が困難であるものについては、施行規則に定めるところにより、同項に掲げる事項の一部を省略し、又は同項に規定する方法以外の方法により、表示することができる。 8 紙製及びプラスチック製の容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） 第4条 事業者は、チョコレート利用食品に乳製品、ナッツ類、果物類、蜂蜜、コーヒーその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める基準によらなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。	(1) 飲用上の注意 次の例のように表示すること。 ア 開缶後はすぐお飲み下さい。 イ よく振ってからお飲み下さい。 ウ 缶のまま直接火にかけないで下さい。 エ 炭酸入りのものにあつては、「あける前に振らないで下さい。」。 (2) 希釈用のものの表示 主として希釈して飲用に供するものにあつては、希釈後飲用に供する状態における希釈倍数を「○倍希釈」と商品名に併記する。 （特定事項の表示基準） 第30条 規約第4条第1項に規定する基準量については、次のとおりとする。 (1) 乳製品にあつては、乳固形分が全重量の5パーセント以上。ただし、牛乳（ミルクと表示する場合を含む。）を使用している旨を表示する場合にあつては、乳固形分（うち乳脂肪分27パーセントの割合のもの）が全重量の5パーセント以上 (2) ナッツ類、果物類にあつては、生ものに換算して全重量の5パーセント以上 (3) 蜂蜜にあつては、全重量の2パーセント以

規 約	施 行 規 則
(1) 果物類の香料を使用しているものについて、当該果物の香料を使用した旨を「〇〇香料使用」（〇〇は果物の名称）と商品名と同一視野内に明瞭に表示した場合 (2) 全国チョコレート業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の承認を得た場合 2 事業者は、チョコレート利用食品について、特定の原産地のもの、有機農産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合には、次の各号に掲げる方法によらなければならない。 (1) 次に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。ただし、その割合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 ア 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合 イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合においては、この旨の割合であることを表示する。）	上 (4) コーヒーにあっては、コーヒー生豆に換算して全重量の1.5パーセント以上 (5) はっか、香辛料、酒類、茶類及び乳酸菌飲料等にあっては、風味を特徴付けるのに十分な量 (6) その他の原材料にあっては、全重量の5パーセント以上 2 前項各号の規定にかかわらず、チョコレートドリンクに使用した原材料にあっては、風味を特徴付けるのに十分な量

規 約	施 行 規 則
(2) 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。 (3) チョコレート利用食品が有機又はオーガニックである旨の表示 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）並びに同法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）に規定するところにより表示すること。 3 原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、施行規則に定める基準により表示すること。 （削除）	（原産国について誤認されるおそれがある表示） 第31条 国産品であって、次に掲げる表示がされているものにあっては、容器包装の見やすい場所に、国内で製造された旨を表示すること。ただし、規約第3条第1項第9号又は第10号で定める氏名又は名称に「製造」と付記して表示している場合は、この限りではない。 (1) 表示言語にかかわらず、外国の国名、地名、その他これらに類するものの表示（略称で表示しているものを含む。） (2) 外国の国旗、紋章、地図、その他これらに類するものの表示 (3) 表示言語にかかわらず、外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示（略称で表示しているものを含む。） (4) 国内の事業者の名称等の表示で、外国の事業者の名称等の表示と紛らわしい表示（例えば「〇〇カンパニー」「〇〇Co., LTD.」等） (5) 商品名、商品説明、事業者名等の表示の全部又は主要部分が邦文以外で示されている表示

規 約	施 行 規 則
(不当表示の禁止) 第5条 事業者は、チョコレート利用食品の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) チョコレート利用食品でないものをチョコレート利用食品であると誤認されるおそれがある表示 (2) チョコレート利用食品をチョコレート類であると誤認されるおそれがある表示 (3) この規約に規定する定義又は規格に合致しない内容の製品について、それぞれ、それらのものであると誤認されるおそれがある表示 (4) 前条第1項第1号の規定に基づきチョコレート利用食品に果物類の香料を使用している旨を表示している場合であって、あたかも果物類そのものを使用していると誤認されるおそれがある表示 (5) 「純正食品」、「純良」等当該チョコレート利用食品が純正である旨を意味する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (6) 「無添加」、「全糖」、「〇〇省認可」その他これらに類する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品	2 前項の表示がされているものにあつては、国内製造品である旨を表示すること。 3 チョコレート類とその容器の原産国が異なるものであつて容器自体に独自の使用価値があるものにあつては、チョコレート類の原産国と容器の原産国を併記して表示する。 例えば「チョコレート類 イギリス製」 「容器 日本製」

規 約	施 行 規 則
質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (7) チョコレート利用食品に使用した可食物について、その可食物を実際のものよりも著しく優良であり、又は実際のものよりも著しく多く含まれていると誤認されるおそれがある表示 (8) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示 (9) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該チョコレート利用食品について受けたものであると誤認されるおそれがある表示 (10) 官公庁、神社、仏閣その他著名な団体又は個人が購入又は推奨していると誤認されるおそれがある表示 (11) チョコレート利用食品の価格、取引条件又はチョコレート利用食品の取引に付随して提供する景品類の品質、内容その他の事項について実際のものであるか又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認されるおそれがある表示 (12) 輸入品でないものが輸入品であると誤認されるおそれがある表示 (13) 国産品でないものが国産品であると誤認されるおそれがある表示 (14) 他の事業者又は他の事業者に係るチョコレート利用食品を中傷し、誹謗するような表示 (15) 伝統、歴史、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他企業の信用状態について実際のものであるか又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示	

規 約	施 行 規 則
(16) 第1号から第15号までに掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るチョコレート利用食品の内容について、実際のも又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示 (過大包装の禁止) 第6条 事業者は、内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて、著しく過大な容器包装を用いてはならない。 (公正取引協議会) 第7条 この規約を適正かつ効果的に運用するため、公正取引協議会を設置する。 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者団体をもって構成する。 (公正取引協議会の業務) 第8条 公正取引協議会は、次の業務を行う。 (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。 (5) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。 (6) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (7) 関係官公庁との連絡に関すること。 (8) その他この規約の施行に関すること。	(過大包装の限度) 第32条 規約第6条の「限度」について疑義がある場合は、公正取引協議会の承認を得るものとする。

規 約	施 行 規 則
(違反に対する調査) 第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定又は第11条の規定に基づいて制定した規則に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定又は第11条の規定に基づいて制定した規則に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (施行規則)	

規 約	施 行 規 則
第 11 条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 附 則 この規約の変更は、令和 6 年10月 1 日から施行する。	